

# 事件検討会（筋痛症と交通事故との因果関係）

平成30年1月29日

担当：脇

## 第1 事案の概要



## 第2 線維筋痛症とは

### 1 症状の概要

線維筋痛症とは、全身的慢性疼痛疾患であり、不眠・うつ等の精神・神経症状や過敏性大腸炎、膀胱炎等を主症状もしくは随伴症状とする疾患である。

全身に、軽度のものから激痛まで痛みが起こるが、痛みの部位が移動したり、天候によって痛みの強さが変わったりすることもある。痛みが強いと日常生活に支障をきたすことが多く、重症化すると、軽微の刺激（爪や髪への刺激、温度・湿度の変化、音など）で激痛がはしることもあるため、自力での生活は困難になる。

### 2 診断基準（アメリカリウマチ学会）

- (1) 3ヶ月以上続く上半身、下半身を含めた対側性の広範囲の疼痛と頸椎・前胸部・胸椎・腰椎のいずれかの疼痛が存在すること。
- (2) 全身18か所の圧痛点のうち、11か所以上に圧痛が存在すること。

### 3 発症の要因及び治療法

以下の外的要因・心的要因が考えられるが、確定的には不明。血液検査や画像所見では線維筋痛症固有の所見は認められず、炎症反応等もない。

また、症状発症の原因を除去する根本的な治療法も存在しない。

- (1) 外的要因：交通事故等の外傷、手術、ウイルス感染等
- (2) 心的要因：離婚・死別・別居・解雇・経済的困窮や生活変化等

## 第3 本件における問題点

圧痛点の増加と本件事故との因果関係が認められるか。

## 第4 判例

### 1 否定例

#### (1) 平成26年5月28日さいたま地裁判決

- ① 線維筋痛症は、外傷以外に心因性を含む、様々な発症要因があり、原因の特定が困難である。
- ② 原告は、事故から7年経過後に事故直後よりも症状が悪化したと訴えている。
- ③ 本人の申告する痛みのほかに、客観的な検査方法がない。
- ④ 医師の意見書でも、原因が解明されていないため、臨床的な判断となると記

載されている。

(2) 平成26年4月22日名古屋地裁判決

- ① 患者の主訴が重要な要素となるどころ、原告が疼痛を訴え始めたのは、事故から1年後であり、線維筋痛症であると診断されたのは事故から3年後であった。
- ② 原告は、複数の医療機関で各種検査を受けているが、「意図的に力を入れないようにしている」「原告の訴える症状と検査結果が不整合である」等の指摘を、複数の医療機関で受けており、原告の主訴に信用性がない。
- ③ 事故後、原告の症状は一旦回復していた。

(3) 平成26年3月25日名古屋地裁判決

- ① 線維筋痛症の罹患については、原告の訴えを重要な要素として判断されるどころ、事故直後のカルテには、全身の疼痛について記載されていなかった。
- ② 原告が全身の疼痛を生じ、これを訴え始めたのは、事故から5年後であった。

(4) 平成24年9月13日東京地裁判決

- ① 線維筋痛症は、外傷によって生じるものかどうか、必ずしも明らかでない。
- ② 原告の、被告や保険会社に対する感情が病状の悪化に影響を与えているとも考えられる。

## 2 肯定例

(1) 平成24年1月31日岡山地裁判決

- ① 事故前には、原告に全身の疼痛という症状はなかった。
- ② 事故の衝撃は強く、その衝撃は身体の広範囲に加わった。
- ③ 原告は、事故直後に全身打撲と診断され、以降広範囲の痛みが継続している。
- ④ 医師は、線維筋痛症が本件事故に起因するものでないとは言えないと診断。

(2) 平成22年12月1日京都地裁判決

- ①原告には継続的かつ改善しない痛み、こわばり等があり、18か所の圧痛点のうち、11か所以上で圧痛があることが確認された。
- ②本件事故によって負った骨盤骨折等の重傷による肉体的精神的ストレスが作用していることと因果関係がある。

## 第5 本件の検討

### 1 判例の考慮要素

- ①事故前後の症状の変化の有無
- ②事故後、症状の変化までの時間
- ③原告の主訴の信用性
- ④本件事故の態様及び傷害の程度

2 本件について

